



金沢市公報

号外第9号

平成22年(2010年)5月31日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所
(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 告 示	
● 規 則		○ 金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)	1	の一部改正について (教育総務課)	1

規 則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第34号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項第6号及び第7号中「週休日等」の次に「、服務等条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第154号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和47年告示第54号)の一部を次のように改正する。

平成22年5月31日

金沢市長 山 出 保

附則第2項中「附則第5条の4第6項」の次に「及び附則第5条の4の2第5項」を加える。

別表中「及び当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯」を削り、「153,500円」を「220,000円」に、「224,000円」を「260,000円」に、「294,000円」を「299,000円」に、「168,000円」を「240,000円」に、「当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税」を「当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税」に、「116,300円」を「190,000円」に、「206,000円」を「245,000円」に、「135,000円」を「218,000円」に、「88,400円」を「106,000円」に、「192,000円」を「203,000円」に、「110,000円」を「155,000円」に、「62,200円」を「43,600円」に、「179,000円」を「172,000円」に、「87,000円」を「108,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成22年度分からの補助金について適用する。

平成22年(2010年)5月31日 印刷
平成22年(2010年)5月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)